



2026 年 10 月 7 日(水)

小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

法律的な意味は限定的 会社法上の「組織変更」

「組織変更」はビジネス用語？法律用語？

取引先から「組織変更のご案内」という挨拶状やメールが届くことがあります。「部署を統合しました」「オフィスを集約します」「担当が変わります」など内容は様々です。このように、日常的には「組織変更」という言葉は、「社内体制の変更」という意味でよく使われますが、法律（会社法）では、ごく限られた特定の意味で用いられます。

会社法の「組織変更」は2つのパターン

会社法上の「組織変更」とは、会社が、その同一性を維持しながら、会社の種類を切り替える手続をいいます。具体的には、①株式会社から持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）への変更、②持分会社から株式会社への変更の2つの手続を指します。

<会社法上の「組織変更」>

変更前（旧）	変更後（新）
株式会社	合名会社、合資会社 合同会社
合名会社、合資会社 合同会社	株式会社

この場合、持分会社間の変更（例 合資会社から合名会社になる変更等）は、この「組織変更」には含まれません。「持分会社の種類の変更」として取り扱われます（「商

号変更」「定款変更」の手続となります）。

なお、旧有限会社（特例有限会社）は、株式会社の一種とされているため、株式会社に變更しても、こちらも会社法上の「組織変更」とはなりません（株式会社の「商号変更」「定款変更」の手続となります）。

「組織変更」の手続

「組織変更」を行う場合には、会社法の規定に則った手続が必要です。

- ・組織変更計画の作成
- ・総社員（総株主）の同意
- ・債権者保護手続（公告及び個別通知）
- ・登記手続

登記上は、旧会社の解散、新会社の設立という手続を踏みます。会社の種類により、固有の手続があるので、気を付けましょう。

「組織変更」の税務上の取扱い

会社法上の「組織変更」は、登記上、解散・設立手続を経ますが、会社は同一人格を維持しています。そのため、税務でも事業年度を区分せず、継続することとしています（資産の時価評価や譲渡益課税もなし）。手続後、税務署等へ異動届出書を提出します。



組織の成長のために、変わらなければ！